

様式第3号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

北 広 島 町 長 様

[奨 学 生]

〒

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

[父 母 等] (奨学生が未成年の場合は記入)

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

[連帯保証人]

奨学生との続柄_____

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

奨学生との続柄_____

住 所

氏 名

印

(生年月日： . .)

私は、北広島町保育士等育成奨学金を 年 月 から 年 月分まで
月額 円を借り受けるに当たり、奨学生として北広島町保育士等育成奨学
金貸付条例、北広島町保育士等育成奨学金貸付条例施行規則及びその他の指示を堅く遵
守することはもとより、奨学金の返還その他全ての義務を誠実に履行することを誓約い
たします。

※ 連帯保証人の印鑑証明書及び市町村民税の納税証明書を添付してください。

奨 学 金 振 込 口 座 届

金 融 機 関 名						店 舗 名						
銀行・農協 金庫・組合						本店・支店 本所・支所						
預金種別		口 座 番 号				口 座 名 義 (奨学生本人の名義に限ります。)						
普通 (総合)												
ゆう ちょ 銀行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は*にご記入ください。)					通帳番号 (右詰め)						
					*							

■ 奨学金の貸付けに係る事項

- (1) 奨学金の貸付は、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。
- (2) 奨学金の貸付けは、4月分から6月分までは4月(初年度は7月)に、7月分から9月分までは7月(初年度は9月)に、10月分から12月分までは10月(初年度は11月)に、1月分から3月分までは1月に貸し付けるものとします。
- (3) 奨学生は、毎年度4月20日までに毎学年末の学業成績表を提出しなければなりません。
- (4) 奨学生は、次の事由に該当するときは、速やかに届出を行ってください。
 - ①氏名又は住所を変更したとき。
 - ②休学したとき。
 - ③退学したとき。
 - ④停学その他の処分を受けたとき。
 - ⑤復学したとき。
 - ⑥転学したとき。
 - ⑦指定保育士養成施設を卒業したとき。
 - ⑧連帯保証人の住所若しくは氏名を変更したとき、又は連帯保証人を変更したとき。
- (5) 次の事由に該当するときは、奨学金の貸付けを停止し、又は休止します。
 - ①指定保育士養成施設を休学したとき。
 - ②指定保育士養成施設において停学の処分を受けたとき。

③奨学生の学業の成績又は性行が不良となったと認められるときにおいて、その改善の見込みがあると認められるとき。

④奨学生であることを辞退したとき。

⑤心身の故障又は学業成績不振のため、指定保育士養成施設の課程の履修を継続する見込みがなくなると認められるとき。

⑥卒業の見込みがなくなるととき。

⑦保育士等として町内の保育施設に勤務する意思を有しなくなるととき。

⑧第1号から第7号までに掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(6) 奨学金の貸付けを一時停止された者がその事由がなくなり届出をしたときは、奨学金の貸付けを再開することができます。

■ 奨学金の返還に係る事項

(1) 奨学金の返還の免除

①資格取得後、直ちに北広島町内の保育施設に勤務し、奨学金の貸付けを受けていた期間に相当する期間の1.5倍に相当する期間、継続して勤務したときは、奨学金の返還が全額免除されます。

②資格取得後、直ちに北広島町内の保育施設に勤務した場合は、勤務年数に応じて、奨学金の一部が免除されます。

(2) 奨学金の返還

①借用証書は、貸付終了時に連帯保証人の連署及び押印の上、提出してください。

②奨学金の返還は、月賦、半年賦、年賦又は一括返還していただきます。奨学金の返還について、正当な理由なく、奨学金の返還期日までに奨学金を返還しないときは、遅延損害金を徴収する場合があります。遅延損害金の規定については、北広島町債権管理条例（平成26年北広島町条例第26号）を準用します。

③奨学金の返還は、貸付期間が満了した月の翌月又は奨学金の貸付けが中止され、若しくは奨学金の貸付けを辞退したことにより奨学金を借り受けられなくなった月から起算して6月を経過した後1月以内に全額一括返還してください。奨学金の返還を猶予されている奨学生は、返還の猶予期間を終了した月の翌月から起算して6月を経過した後1月以内に全額一括返還してください。

④返還期日前に、貸し付けされた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。その際には、1か月前までに北広島町へ連絡してください。

⑤ア 奨学金の貸付期間中及び貸付終了後、本人、本人の父母等及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき又は連帯保証人を変更するときは、直ちに北広島町へ届け出てください。なお、連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の印鑑証明書と市町村民税の納付証明書が必要です。

イ 本人が前述の届出を怠ったため、北広島町が本人から最後に届出のあった

氏名及び住所に宛てて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常に到着したものとします。

- ⑥本人が債務（貸付けを受けた総額、遅延損害金及び督促費用）の返還を遅延し、北広島町から書面による期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお滞納を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失うとともに、本人の父母等及び連帯保証人は直ちにこれらの債務について返還する義務が生じます。
- ⑦本人が死亡したとき又は心身に著しい障害によって返還することができなくなったときは、本人、本人の父母等又は連帯保証人からの申請により未返還額の全部又は一部を免除することがあります。
- ⑧本人、本人の父母等又は連帯保証人が債務の返還を遅延したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。なお、手続に要した費用は本人、本人の父母等又は連帯保証人（滞納者）の負担となります。

■ 連帯保証人に係る事項

連帯保証人は、本人が本誓約書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については関係法令、本誓約書及び借用証書等に従わなければなりません。

本人が奨学金の返還を遅延すると、返還未済額の返還を連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行に至るまでの法的措置をとる場合もあります。

- 誓約書を提出後、本人控用として写しを送付しますので、貸付けが終了し、借用証書を提出するまで大切に保管してください。